

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表
 ○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部</p> <p style="text-align: center;">牛伝染性鼻気管炎生ワクチン</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1 (略)</p> <p>3.2 原液の試験</p> <p>3.2.1 (略)</p> <p>3.2.2 迷入ウイルス否定試験</p> <p>一般試験法の迷入ウイルス否定試験法1.1、2.3.1、2.4.1、2.4.2 及び2.7.2.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p><u>牛伝染性リンパ腫ウイルス</u>について、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法2.8.1.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その方法とする。</p> <p>ただし、中和用血清は、抗牛伝染性鼻気管炎ウイルス血清（付記1）を非働化したものを用いる。</p> <p>(略)</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部</p> <p style="text-align: center;">牛伝染性鼻気管炎生ワクチン</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1 (略)</p> <p>3.2 原液の試験</p> <p>3.2.1 (略)</p> <p>3.2.2 迷入ウイルス否定試験</p> <p>一般試験法の迷入ウイルス否定試験法1.1、2.3.1、2.4.1、2.4.2 及び2.7.2.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p><u>牛白血病ウイルス</u>について、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法2.8.1.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その方法とする。</p> <p>ただし、中和用血清は、抗牛伝染性鼻気管炎ウイルス血清（付記1）を非働化したものを用いる。</p> <p>(略)</p>